

# 3月末に退職される方へ



## 共済組合の各種事業に係る退職時の手続き等について

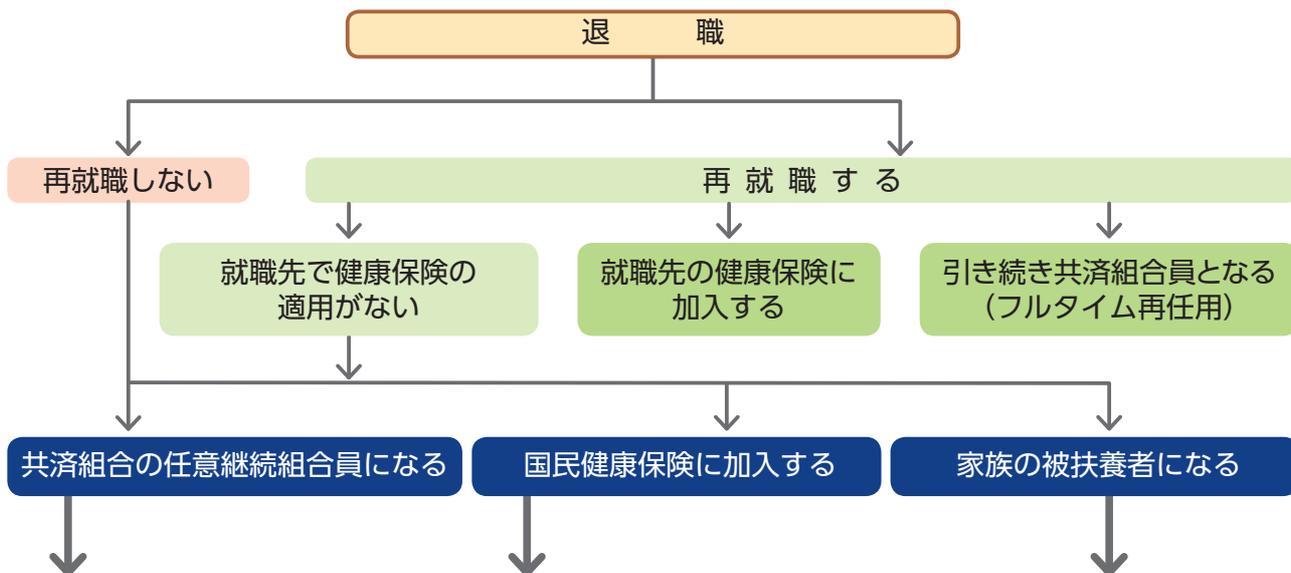
### 健康保険

組合員の皆さんが退職されますと退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、新たに次のいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

加入要件や特徴等をご確認のうえご自分に適した制度を選択し加入手続きを行ってください。

なお、フルタイム再任用職員になる場合は、当組合の組合員資格が継続となりますが、短時間再任用職員になる場合は、市町村等の「再任用規程」で定める健康保険制度に加入することになります。

また、組合員資格を喪失される方は、4月1日以降、現在お持ちの組合員証・組合員被扶養者証(保険証)は使用できなくなりますので、退職後速やかに当組合まで返還してください。退職後に当組合の組合員証等を使用して医療機関で受診した場合、当組合が医療機関へ支払った医療費を全額返還していただくこととなりますので、必ず加入先の新たな保険証を使用してください。退職後にかかりつけの医療機関で受診する際には、保険証が変更になった旨を申し出てください。



詳細は10～11ページをご覧ください。	加入要件	他の健康保険に加入していない方。	年間収入が130万円(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満の方で主たる扶養者の収入により生計を維持している方。 ※この他にも条件がありますので、詳細はご家族の勤務先等にお問い合わせください。
	特徴	附加給付はありません。 「附加給付」とは、法律で定められた「法定給付」の他に健康保険組合が独自に附加して支給するものです。	健康保険組合により附加給付があります。
	保険料	被保険者の前年の所得割等で算定されます。市町村により異なるため、居住地の市町村にお問い合わせください。	保険料はかかりません。
	加入手続き	退職した日の翌日から14日以内に居住地の市町村において加入手続きをしてください。	健康保険組合により手続きが異なるため、ご家族の勤務先等にお問い合わせください。

## ★ 年 金

### ■ 老齢厚生年金について

受給開始年齢になる前に実施機関（共済組合・日本年金機構など）から請求案内が届きます。  
なお、受給開始年齢よりも前に年金の受け取りを希望される場合は、60歳以降いつでも繰り上げて請求ができますので、当組合までご連絡ください。

### ■ 退職後の年金制度について

60歳未満の組合員および被扶養配偶者の方は、退職後に厚生年金や国民年金への加入が必要になります。

## ★ 貸 付

### ■ 未償還金の返済

組合員貸付金を償還中に退職される場合は、皆さんに支給される退職手当から未償還金を控除し、返済していただくことになります。

### ■ 借用証書の返還

完済されたことを確認したうえで、借用証書をご自宅に送付します。

### ■ 「だんしん」特約保証料の返還について

団体信用生命保険に加入している方が、保険期間の途中で退職される場合は自動的に保険脱退となり、未経過月数分の特約保証料を返還します。なお、返還まで2ヵ月ほどかかります。



## ★ 物 資

物資立替金の未償還金についても貸付と同様に退職手当から控除し、返済していただくことになります。

## ★ 貯 金

共済貯金は、原則として退職と同時に解約していただきますが、任意継続組合員になられる方は、共済貯金を継続することができます。

ただし、在職中から共済貯金に加入していた方に限ります。

### ■ 積立・払戻

- 積立は年2回（7月・12月）の臨時積立のみとなります。手続きは退職される共済事務担当課をとおして行ってください。
- 積立限度額は3,000万円です。
- 毎月2回払戻ができます。払戻を希望する場合は、当組合までご連絡ください。払戻締切日および送金日は、広報紙「いばらき共済」でご確認ください。



## ★ その他

- JTBベネフィット会員証は各自で破棄してください。

健康保険について	医療健康課	TEL	029-301-1413
お問い合わせ先 老齢厚生年金について	年金課	TEL	029-301-1414
貸付・物資・貯金・その他について	福利厚生課	TEL	029-301-1412

## 税務署からのお知らせ ～確定申告について～

### 【自宅から e-Tax・スマホ申告】

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用いただける e-Tax・スマホ申告が便利です。  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自宅でも e-Tax・スマホ申告をすることができます。

特にスマホ申告は、

- 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡（特定口座をお持ちの方）などに当てはまる方に便利です。さらに…
- 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されるなど、さらに便利になっています。

次の確定申告では、感染防止の観点からも、ご自宅から e-Tax・スマホ申告をぜひご利用ください。

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナー

マイナポータル連携



動画で見る確定申告

確定申告

マイナポータル